

税務情報

国税庁 — 帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置に関する Q&A 等の公表

2022 年度税制改正では、国税通則法の改正により、記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保し、帳簿の不保存や記載不備を未然に抑止するため、過少申告加算税・無申告加算税（以下、「過少申告加算税等」）の加重措置が講じられました。

具体的には、申告所得税、法人税・地方法人税及び消費税の税務調査において、税務職員から「売上げ（業務に係る収入を含みます。）に関する調査に必要な帳簿」の提示等を求められ、かつ、次のいずれかに該当する場合には、帳簿に本来記載等すべき事項に関する申告漏れ等に対して課される通常の過少申告加算税等の割合が 10%又は 5%加重されることとなりました。

- 帳簿の提示等をしなかった場合： 過少申告加算税等の割合が 10%加重される。
- 帳簿への売上金額の記載等が、本来記載等をすべき金額の 2 分の 1 未満だった場合： 過少申告加算税等の割合が 10%加重される。
- 帳簿への売上金額の記載等が、本来記載等をすべき金額の 2 分の 1 以上 3 分の 2 未満だった場合： 過少申告加算税等の割合が 5%加重される。

これを受け、国税庁は 10 月 28 日、本加重措置に関する以下の Q&A 等を公表しました。

【Q&A】

- [帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置に関する Q&A](#) (PDF 614KB)

この Q&A（全 15 ページ）は本加重措置の概要や適用上の留意点等を以下の全 20 問の Q&A を通じて解説するものです。

- 制度の概要（Q1～Q4）
- 対象となる者・「売上げ（業務に係る収入を含みます。）」の範囲（Q5～Q7）
- 帳簿の範囲（Q8～Q11）
- 帳簿の不提示・不提出（Q12～Q14）

- 帳簿の記載等が不十分である場合（Q15～Q18）
- 加重対象となる非違の範囲（Q19、Q20）

【リーフレット】

- [申告漏れがあった場合には・・・
売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります](#)（PDF 365KB）

このリーフレット（全 1 ページ）は本加重措置の改正内容、対象となる事業者及び対象となる帳簿について簡潔に説明するものです。

【事務運営指針】

- [「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」等の一部改正について（事務運営指針）](#)
- [「申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」の一部改正について（事務運営指針）](#)
- [「消費税及び地方消費税の更正等及び加算税の取扱いについて」の一部改正について（事務運営指針）](#)

これらの改正事務運営指針は 10 月 25 日付で発遣されたもので、本加重措置に係る国税通則法の改正が反映されています。

本加重措置は 2024 年 1 月 1 日以後に法定申告期限が到来する申告所得税、法人税・地方法人税、消費税について適用されます。（申告期限のない還付申告については、2024 年 1 月 1 日以後に還付申告をした場合について適用されます。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.